

電気工事士免状交付業務処理要領

1 目的

京都府（以下「甲」という。）が電気工事士免状の交付業務を委託するにあたり、受託者（以下「乙」という。）が行う免状交付事務の処理方法を定める。

2 処理見込件数

本業務における免状交付事務の年間処理見込件数は下表のとおり

業務内容の区分	受付の区分
	受託件数
第一種電気工事士免状交付	188 件
第二種電気工事士免状交付	1,089 件
第一種・第二種電気工事士免状再交付	75 件
第一種・第二種電気工事士免状書換え	12 件

*年間処理見込件数は、令和元年度から令和5年度までの免状交付処理件数を参考に推計したものであり、実際の免状交付申請件数により変動することがある。

3 業務履行のための物品

(1) 甲から乙に貸与するもの

公印印影（プレ印刷カード作成用）

(2) 乙が準備するもの

ア インターネット及び他のネットワーク（乙の内部的なネットワークを含む。）に一切接続しないパーソナルコンピュータ 1台

イ プラスチックカードカラープリンター（インクリボン等消耗品を含む。）

ウ プラスチックカードカラープリンター管理ソフト

エ スキャナー

オ 免状作成用プレ印刷カード

カ 年月日を印字した受付印

キ その他業務に必要な物品

4 委託事務に従事する者の報告

(1) 乙は、当該事務に従事する者を指定し、甲に報告すること。

(2) 乙は、申請受付時間帯において、申請書類の審査者として第一種電気工事士免状の交付を受けた者を常時窓口配置すること（配置できない場合は、上記の者と連絡可能な体制を確保すること）。

5 申請書様式及び申請案内の配布

(1) 乙は、申請書様式及び申請案内を京都府内の乙の本部、支部又は甲が適当と認めた事務所において配布するものとする。なお、申請者の希望により郵送、FAX による配

布を行うこと。

(2) 乙は、乙のホームページに申請書様式及び申請案内を掲載すること。

(3) 申請書様式及び申請書案内の配布は甲においても実施する。

6 申請書の受付を行う場所

(1) 京都府内で乙の本部、支部又は甲が適当と認めた事務所とし、本部以外に10程度、各地域に受付窓口を設けること。

また、受付場所について、所在地及び連絡先等を甲へ書面にて報告し、ホームページ等により一般に周知すること。

(2) 受付は、甲の開庁日及び開庁時間に準じて実施すること。

7 申請書類の審査

(1) 第一種電気工事士免状新規交付（試験合格の場合）

ア 申請者の要件

第一種電気工事士試験に合格し、所定の実務経験を有する者で、京都府内に住所を有する者

イ 必要書類

(ア) 電気工事士免状交付申請書

(イ) 写真 1枚（裏面に氏名・生年月日記載）

①大きさは、縦4cm×横3cm

②申請書提出前6カ月以内に撮影したもの

③カラー、白黒どちらでも可

④無帽、正面上半身像、無背景のもの

(ウ) 第一種電気工事士試験結果通知書（合格はがき原本）

(エ) 実務経験証明書

(オ) 手数料（6,000円）の支払時に交付を受けた納付済証等

(カ) 実務経験の内容により確認が必要な資格（認定電気工事従事者認定証・第二種電気工事士免状（他都道府県で取得した場合））の写し

(キ) 住民票の写し等（住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類）

ただし有効期間又は有効期限のあるものについては、提出を受ける日において有効なものに、その他のものについては提出を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。

ウ 受付の留意点

(ア) 京都府内に住所を有する者であるか。

(イ) 申請書に必要事項が記入されているか。

(ウ) 適正な手数料が納付されているか。

(エ) 写真の裏面に氏名及び生年月日が記入されているか。

エ 書類審査の留意点

(ア) 電気工事に関し3年以上の実務経験を有しているか（実務経験の内容については、平成7年12月1日 7資公部第409号資源エネルギー庁公益事部長通

達参照)。

- (イ) 実務経験が一般用電気工作物に係る工事の場合には、第二種電気工事士免状の交付年月日が記入され、実務経験算定期間が免状取得後であるか。また、実務経験証明書の証明者の電気工事業の登録(届出)番号、年月日が記入されているか。
 - (ウ) 実務経験が自家用電気工作物に係る工事の場合には、電気主任技術者の指導監督の下で工事を行っているか。
 - (エ) 実務経験が最大電力 500 k w以上の自家用電気工作物の工事の場合には、最大電力が記入されているか。なお、最大電力 500 k w以上の自家用電気工作物の工事のみを行う事業者は電気工事業の登録(届出、通知)は必要ない。
 - (オ) 実務経験が簡易電気工事(電圧 600V 以下で使用し、最大電力 500 k w未満の自家用電気工作物に係る電気工事)の場合には、最大電力及び、実務経験証明者の電気工事業の登録(届出、通知)番号、年月日が記入されているか。また、認定電気工事従事者認定証の交付年月日が記入され、実務経験算定期間が認定証取得後であるか。
 - (カ) 実務経験の証明欄は代表者印(実印に限る。)が押印されているか(法人の場合は代表取締役の印)。なお、申請者が支店等に勤務しており、勤務実態を代表取締役以外の者が熟知している場合はその者の印とするが、代表取締役以外の者が証明者となる場合には、代表取締役から証明者への委任状が提出されているか。
 - (キ) 実務経験が 2 カ所以上にまたがっている場合には、それぞれの実務経験証明書があるか。
 - (ク) 乙が実務経験証明を行う場合は、事前に甲と協議すること。
 - (ケ) 審査に当たって疑義が生じた場合は甲と協議すること。
- (2) 第一種電気工事士免状新規交付(認定の場合)
- ア 申請者の要件
 - 次の(ア)又は(イ)に該当する者
 - (ア) 主任認定・・・電気主任技術者免状取得後又は電気事業主任技術者となった後、電気工作物の工事、維持、運用に関し 5 年以上の実務経験を有する者
 - (イ) 高圧認定・・・高圧電気工事技術者試験に合格し、当該試験合格後、電気工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
 - イ 必要書類
 - (ア) 電気工事士免状交付申請書
 - (イ) 写真 1 枚(裏面に氏名・生年月日記載)
 - ①大きさは、縦 4 cm×横 3 cm
 - ②申請書提出前 6 カ月以内に撮影したもの
 - ③カラー、白黒どちらでも可
 - ④無帽、正面上半身像、無背景のもの
 - (ウ) 電気工事士法第 4 条第 3 項第 2 号の認定申請書

- (エ) 主任認定の場合は電気主任技術者免状（電気事業主任技術者資格証明書を含む。）の写し、高圧認定の場合は高圧電気工事技術者試験合格証の写し
- (オ) 実務経験証明書
- (カ) 手数料（6,000円）の支払時に交付を受けた納付済証等
- (キ) 住民票の写し等（住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類）
ただし有効期間又は有効期限のあるものについては、提出を受ける日において有効なものに、その他のものについては提出を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。

ウ 受付の留意点

- (ア) 申請書に必要事項が記入されているか。
- (イ) 適正な手数料が納付されているか。
- (ウ) 写真の裏面に氏名及び生年月日が記入されているか。

エ 書類審査の留意点

- (ア) 主任認定の場合、電気主任技術者免状取得後又は電気事業主任技術者となった後、電気工作物の工事、維持又は運用業務に5年以上従事しているか（実務経験の内容については、平成7年12月1日7資公部第409号資源エネルギー庁公益事部長通達参照）。
- (イ) 高圧認定の場合、高圧電気工事技術者試験合格後、電気工事に3年以上従事しているか（通商産業省告示第929号参照）。
- (ウ) 自家用電気工作物の最大電力が記入されているか。
- (エ) 実務経験が簡易電気工事（電圧600V以下で使用し、最大電力500kW未満の自家用電気工作物に係る電気工事）の場合には、実務経験証明者の電気工事業の登録（届出、通知）番号、年月日が記入されているか。また、認定電気工事従事者認定証の交付年月日が記入され、実務経験算定期間が認定証取得後であるか。
- (オ) 実務経験の証明欄は代表者印（実印に限る。）が押印されているか（法人の場合は代表取締役の印）。なお、申請者が支店等に勤務しており、勤務実態を代表取締役以外の者が熟知している場合はその者の印とするが、代表取締役以外の者が証明者となる場合には、代表取締役から証明者への委任状が提出されているか。
- (カ) 実務経験が2カ所以上にまたがっている場合には、それぞれの実務経験証明書があるか。
- (キ) 乙が実務経験証明を行う場合は、事前に甲と協議すること。
- (ク) 審査に当たって疑義が生じた場合は甲と協議すること。

※ （2）による免状申請は認定を行った知事に提出するため、京都府外在住者からの申請もあり得る。当該申請があった場合は、事前に甲と協議すること。

(3) 第二種電気工事士免状新規交付（試験合格又は指定養成施設修了）

ア 申請者の要件

第二種電気工事士試験に合格し、京都府内に住所地を有する者又は、第二種電気工事士指定養成施設を修了し、京都府内に住所地を有する者

イ 必要書類

(ア) 電気工事士免状交付申請書

(イ) 写真 1枚（裏面に氏名・生年月日記載）

①大きさは、縦4cm×横3cm

②申請書提出前6カ月以内に撮影したもの

③カラー、白黒どちらでも可

④無帽、正面上半身像、無背景のもの

(ウ) 第二種電気工事士試験結果通知書（合格はがき原本）又は指定養成施設修了証（原本）

(エ) 手数料（5,300円）の支払時に交付を受けた納付済証等

(オ) 住民票の写し等（住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類）

ただし有効期間又は有効期限のあるものについては、提出を受ける日において有効なものに、その他のものについては提出を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。

ウ 受付の留意点

(ア) 京都府内に住所地を有する者であるか。

(イ) 申請書に必要事項が記入されているか。

(ウ) 適正な手数料が納付されているか。

(エ) 写真の裏面に氏名及び生年月日が記入されているか。

エ 書類審査の留意点

(ア) 養成施設修了の場合は、指定の有無を経済産業省のホームページにより確認すること。

(イ) 審査に当たって疑義が生じた場合は甲と協議すること。

※ 第二種電気工事士免状新規交付に関しては（3）以外にも、電気工事士法第4条第4項第3号に基づく認定による資格要件がある。当該申請があった場合は、事前に甲と協議すること。

(4) 再交付（第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状共通）

ア 申請者の要件

甲が交付した免状の再交付を受けようとする者

イ 必要書類

(ア) 電気工事士免状再交付申請書

(イ) 写真 1枚（裏面に氏名・生年月日記載）

①大きさは、縦4cm×横3cm

②申請書提出前6カ月以内に撮影したもの

③カラー、白黒どちらでも可

④ 無帽、正面上半身像、無背景のもの

(ウ) 現在交付されている免状

(再交付を受ける理由が紛失の場合を除く。)

(エ) 誓約書 (免状原本を申請書に添付できない場合のみ。)

(オ) 手数料 (2,700 円) の支払時に交付を受けた納付済証等

ウ 受付の留意点

(ア) 甲が交付した免状であるか。

(イ) 申請書に必要事項が記入されているか。

(ウ) 適正な手数料が納付されているか。

(エ) 写真の裏面に氏名及び生年月日が記入されているか。

エ 書類審査の留意点

(ア) 紛失等により、甲が交付した免状であるか確認できない場合は、甲へ電気工事士免状に関する本人情報等確認依頼書 (様式 1) により、照会し確認すること。

(イ) 審査に当たって疑義が生じた場合は甲と協議すること。

(5) 書換え (第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状共通)

ア 申請者の要件

甲が交付した免状に氏名の変更があり、書換えを受けようとする者

イ 必要書類

(ア) 電気工事士免状書換え申請書

(イ) 現在交付されている免状

(ウ) 手数料 (2,700 円) の支払時に交付を受けた納付済証等

(エ) 写真 1 枚 (裏面に氏名・生年月日記載)

① 大きさは、縦 4 cm×横 3 cm

② 申請書提出前 6 カ月以内に撮影したもの

③ カラー、白黒どちらでも可

④ 無帽、正面上半身像、無背景のもの

(オ) 住民票の写し等の書換への事由を証明する書類 (住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類)

ただし有効期間又は有効期限のあるものについては、提出を受ける日において有効なものに、その他のものについては提出を受ける日前 6 月以内に作成されたものに限る。

(カ) 書換え前の免状

ウ 受付の留意点

(ア) 甲が交付した免状であるか。

(イ) 申請書に必要事項が記入されているか。

(ウ) 適正な手数料が納付されているか。

(エ) 免状の再交付と書換えを併せて行う場合には、それぞれに係る所要の手数料を納付の上、双方の申請手続きを行わせ、交付する免状は記載事項書換え後のものとする。

エ 書類審査の留意点

審査に当たって疑義が生じた場合は甲と協議すること。

8 本人確認等

- (1) 乙は、7の(4)及び(5)に規定する申請書を受け付けるにあたり、電気工事士免状に関する本人情報等確認依頼書(様式1)により甲へ照会すること。その際、データを送信する際には暗号化する等の措置を取り、個人情報の流失の防止を図ること。なお、口頭による照会も可とする。
- (2) 甲は、(1)による確認依頼を受け付けたときは、速やかに本人情報等を確認し、電気工事士免状に関する本人情報等回答書(様式2)により乙へ回答する。なお、口頭による回答も可とする。

9 申請書類の受付

- (1) 申請書類を適正なものとして受け付けた場合は、申請書に年月日を印字した受付印を押印し、免状の種類及び申請区分ごとの受付記録簿(様式3)に必要な事項を記入し、事務処理に遺漏の無いよう管理すること。
- (2) 申請書類に不備が認められた場合は、申請者に理由を説明して書類を返却又は一時保留し、不備事項の補完後に受け付けること。
- (3) 乙は、電気工事士法第4条第5項の規定による不交付事由該当者が存在する旨の連絡を甲から受けている場合は、甲に適宜照会し確認すること。

10 免状の作成

- (1) 免状の作成にあたって必要となる免状作成用プレ印刷カードは、乙が調達すること。なお、個人情報の流出を防止するため、インターネット及び他のネットワーク(乙の内部的なネットワークを含む。)に一切接続しないパーソナルコンピュータを用いて行うこと。
- (2) 乙は、甲からの貸与物品について、責任者を定め適正に管理すること。また、免状用紙の受払いについては、免状用紙受払い簿(様式4)を作成すること(印刷ミス等により使用できなくなった用紙がある場合は廃棄しないこと)。
- (3) 免状の交付番号は、第一種及び第二種電気工事士免状ごとに府下一連番号を付すこととし、事前に番号を甲に確認すること。
- (4) 免状を再交付や書換えをする場合は、免状の交付年月日の下に「令和○年○月○日再交付、書換又は書換再交付」と記入すること。
- (5) 免状を書換える場合や再交付で破損した免状がある場合は、旧免状を必ず返納させること。
- (6) 免状の氏名は住民票の写し等、住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類の表記を基本とする。
- (7) 免状の作成事務処理期間は、京都府が定める標準的な処理日数によるものとする。
- (8) 再交付申請の際に、汚損、き損により提出された免状及び書換えの際に、提出された免状を、免状交付申請処理報告時に、申請書とともに甲へ提出すること。

11 台帳の作成

- (1) 免状の交付にあたり、免状の種類及び申請区分ごとに免状交付台帳（様式5）を作成すること。なお、個人情報の流出を防止するため、インターネット及び他のネットワーク（乙の内部的なネットワークを含む。）に一切接続しないパーソナルコンピュータを用いて行うこと。
- (2) 免状の種類ごとに写真台帳（様式6）を作成すること。

12 免状の送付

- (1) 免状を申請者に送付する場合には、受付記録簿（様式3）に必要事項を記入し、原則として配達を確認できる方法（簡易書留等）により送付すること。なお、申請者の希望により本人に直接受け渡しを行う場合はこの限りでない。
- (2) 送付した免状が戻された場合は、申請者の所在確認をするなど速やかに所要の措置を講ずるとともに、処理経過を明らかにし、甲へ報告すること。

13 免状交付申請処理報告書及び申請書等の提出について

乙は、月ごとの処理実績について翌月の5日までに免状交付申請処理報告書（様式7）に、受付記録簿（様式3）、免状交付台帳（様式5）、免状交付申請書及びその他、免状交付事務に必要な書類を添えて甲へ提出するものとする。

14 業務完了報告書等の提出について

乙は、処理要領で定める各年度ごとの免状交付業務を完了したときは、業務完了報告書（様式8）に、対象期間中の免状交付件数を、免状の種類及び申請区分ごとに記載し、免状用紙受払い簿（様式4）及び写真台帳（様式6）を添えて、甲へ提出すること。

様式一覧

様式 1	電気工事士免状に関する本人情報等確認依頼書
様式 2	電気工事士免状に関する本人情報等回答書
様式 3	受付記録簿
様式 4	免状用紙受払い簿
様式 5	免状交付台帳
様式 6	写真台帳
様式 7	免状交付申請処理報告書
様式 8	業務完了報告書

(様式1)

令和 年 月 日

京都府知事 様

(乙の代表者)

電気工事士免状に関する本人情報等確認依頼書

下記のとおり免状交付等の申請がありましたので、本人情報を確認願います。

記

1 再交付申請者 (第○種)

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 免状番号
- (4) 交付年月日

2 書換え申請者 (第○種)

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 免状番号
- (4) 交付年月日

(様式2)

令和 年 月 日

(乙の代表者) 様

消 防 保 安 課 長

電気工事士免状に関する本人情報等回答書

令和 年 月 日付けで確認依頼のあった申請者の本人情報について、下記のとおり回答しますので、免状を作成願います。

記

1 再交付申請者 (第○種)

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 免状番号
- (4) 交付年月日

2 書換え申請者 (第○種)

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 免状番号
- (4) 交付年月日

受付記録簿

年 月分(和暦により表記)

第 種電気工事士免状(新規交付/再交付/書換え)

番号	申請者氏名	納付額	受付年月日(元号)	受付担当	発送年月日(元号)	発送担当	備考
1			年 月 日		年 月 日		
2			年 月 日		年 月 日		
3			年 月 日		年 月 日		
4			年 月 日		年 月 日		
5			年 月 日		年 月 日		
6			年 月 日		年 月 日		
7			年 月 日		年 月 日		
8			年 月 日		年 月 日		
9			年 月 日		年 月 日		
10			年 月 日		年 月 日		
11			年 月 日		年 月 日		
12			年 月 日		年 月 日		
13			年 月 日		年 月 日		
14			年 月 日		年 月 日		
15			年 月 日		年 月 日		
16			年 月 日		年 月 日		
17			年 月 日		年 月 日		
18			年 月 日		年 月 日		
19			年 月 日		年 月 日		
20			年 月 日		年 月 日		
21			年 月 日		年 月 日		
22			年 月 日		年 月 日		
23			年 月 日		年 月 日		
24			年 月 日		年 月 日		
25			年 月 日		年 月 日		
26			年 月 日		年 月 日		
27			年 月 日		年 月 日		
28			年 月 日		年 月 日		
29			年 月 日		年 月 日		
30			年 月 日		年 月 日		
31			年 月 日		年 月 日		
32			年 月 日		年 月 日		
33			年 月 日		年 月 日		
34			年 月 日		年 月 日		
35			年 月 日		年 月 日		

様式5

免状交付台帳

交付期間： 年 月分(和暦により表記)

第 種電気工事士免状(新規交付/再交付/書換え)

整理 番号	交付番号	氏名	フリガナ	生年月日(元号)	郵便番号	住所	電話番号	交付年月日(元号)	再交付または書換え 交付年月日(元号)	交付 理由
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

※新規交付の際、交付理由には試験合格、認定または養成施設修了と記入すること。

写真台帳
(第 種電気工事士免状)(新規交付/再交付/書換え)

--

交付番号		写真貼付箇所
交付年月日		
氏 名		
生年月日		
郵便番号		
住 所		
資 格		
再交付年月日		
備 考		

(様式7)

令和 年 月 日

京都府知事 様

(乙の代表者)

免状交付申請処理報告書

令和 年度電気工事士免状交付業務委託の処理実績について、下記のとおり報告します。

記

1 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 免状申請処理状況

区 分	新規交付		再交付		書換え		合計	
	受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理
第一種 電気工事士免状	件	件	件	件	件	件	件	件
第二種 電気工事士免状	件	件	件	件	件	件	件	件
合 計	件	件	件	件	件	件	件	件

3 添付書類

- (1) 受付記録簿 (様式3)
- (2) 免状交付台帳 (様式5)
- (3) 免状交付申請書 (新規交付、再交付及び書換え)
- (4) その他、免状交付事務に必要な書類

(様式8)

令和 年 月 日

京都府知事 様

(乙の代表者)

業務完了報告書

令和 年度電気工事士免状交付業務委託の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 免状申請処理状況

区 分		新規交付	再交付	書換え	合計
処理 件数	第一種電気 工事士免状	件	件	件	件
	第二種電気 工事士免状	件	件	件	件
合 計		件	件	件	件

3 添付書類

(1) 免状用紙受払い簿 (様式4)

(2) 写真台帳 (様式6)